

経過

➤ 改正健康増進法の全面施行（2020年4月～）

- ・飲食等店内での喫煙が禁止され、灰皿が店外の路上などに設置されたことにより路上喫煙によるポイ捨てや受動喫煙などのリスクが増加

➤ 環境美化条例の改正施行（2022年4月～）

- ・美しく快適な生活環境の保全と良好な都市環境を形成するため、市内全域の路上喫煙を制限し、たばこのポイ捨てや受動喫煙、火傷の被害の防止を図る。
- ・特に人通りの多い福山駅周辺部（=ウォークブルエリア）を「路上喫煙制限区域」に指定し、路上喫煙を禁止した。

条例施行後の取組

- ・市民への条例啓発パトロール、周知イベント開催、条例周知用看板・ポスターの設置
- ・分煙環境の整備《喫煙所2基設置：福山市三之丸喫煙所、福山駅南口地下道喫煙所》

課題

- ・福山駅構内の観光案内所へは1日約50件、喫煙所に関する問合せがある。（喫煙所の場所が分かりにくい、遠いなどの意見あり）
- ・路上喫煙制限区域内の一部では路上喫煙やポイ捨てがある。

対策案

- ・分煙環境の整備の拡充



喫煙所整備場所の条件

- 1 福山駅から近いこと
- 2 場所が分かりやすいこと
- 3 喫煙所を設置するスペースがあること
- 4 福山駅の南北に1か所以上設置すること

場 所	喫煙所 タイプ	大きさ (幅×奥×高さ)	定 員
① 北口駐車場付近	開放型	4.7×2.7×2.5	8～9人
② 五浦釣人像付近	開放型	2.7×2.7×2.5	3～4人
③ バス案内所付近	開放型	3.6×2.7×2.5	8～9人

※喫煙所は全て厚労省の構造基準を満たすもの

※喫煙所の設置は暫定的なもの